

○ 記載上の留意事項

1. 当該届は、組織の日（翌日起算）から7日以内に、郵便等によらず直接届出してください。
なお、当該設立届が提出された後でなければ、政治団体は政治活動のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができません。
2. 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載してください。
3. □には、該当するものに「✓」を記入してください。
4. 団体名称は、政党又は政治資金団体と類似する内容で届け出ることはできません。
5. 「組織年月日」欄は、政治団体を組織した日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載してください。
なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載してください。
6. 「主たる事務所の所在地」欄は、例えば「神戸市中央区下山手通○丁目○番○号○号室（○○方）」というように詳細に記載してください。
7. 「主たる活動区域」欄は、活動区域が特定の市区町に限られる場合、（ ）内に「○○市」、「○○市及び△△市」というように記載してください。
なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を「神戸市中央区下山手通1丁目1番1号 ○○会館○の間」というように詳細に記載してください。
8. 「生年月日」欄は、該当する年号を○で囲んでください。
9. 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人物が兼ねることはできません。
10. 「支部の有無」欄は、当該政治団体から一定の範囲内で会計上独立しているなど、政治団体としての届出がなされるべき支部があるか否かにより記入してください。
11. 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」欄は、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入してください。
なお、課税上の優遇措置の対象となる団体（適格団体）とは、次のような団体に限られます。
 - (1) 政党及び政党の支部
 - (2) 政治資金団体
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進・支持等することを本来の目的とする団体で、現職の国会議員が主宰する団体又は現職の国会議員がその主要な構成員である政治団体
※ 国会議員氏名届の提出が必要。
 - (4) 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市の市長及び指定都市の議会議員（候補者等を含む。）の後援会
※ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書の提出が必要。
12. 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
13. 当該届には下記(1)の書類と、必要に応じて(2)～(5)の書類を添付してください。
 - (1) 法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約等（※全団体必須）
なお、規約等においては、少なくとも次の事項を定めるようにしてください。
 - ① 名称及び所在地に関する規定
 - ② 目的にに関する規定
ア) 後援団体の場合
特定の公職の候補者（氏名を明記）を推薦・支持等することを本来の目的とする旨
 - イ) 後援団体以外の場合
政治上の主義若しくは施策を推進・支持等することを本来の目的とする旨
 - ③ 規約の実施年月日に関する規定（附則）
 - (2) 国会議員氏名届（※法第19条の7第1項第3号に係る国会議員政治団体）
 - (3) 被推薦書（※都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市の市長及び指定都市の議会議員（候補者等を含む。）の後援会で、課税上の優遇措置の適用関係を「有」とする場合）
 - (4) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（※法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体）
 - (5) 政党の状況等に関する届及び支部証明書（※政党支部の場合）
なお、特定パーティー開催団体にあっては、上記(1)の書類に代え、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出してください。
14. 当該届の届出先は次のとおりです。
なお、国会議員関係政治団体については、本庁（県選挙管理委員会）のみの受付となります。

兵庫県選挙管理委員会：神戸市中央区下山手通5-10-1	【TEL:078-362-3101】
各県民局・県民センター政治資金規正法担当課	
阪神南県民センター：尼崎市東難波町5-21-8	【TEL:06-6481-7641】
阪神北県民局：宝塚市旭町2-4-15	【TEL:0797-83-3101】
東播磨県民局：加古川市加古川町寺家町天神木97-1	【TEL:079-421-1101】
北播磨県民局：加東市社字西柿1075-2	【TEL:0795-42-5111】
中播磨県民センター：姫路市北条1-98	【TEL:079-281-3001】
西播磨県民局：赤穂郡上郡町光都2-25	【TEL:0791-58-2100】
但馬県民局：豊岡市幸町7-11	【TEL:0796-23-1001】
丹波県民局：丹波市柏原町柏原688	【TEL:0795-72-0500】
淡路県民局：洲本市塩屋2-4-5	【TEL:0799-22-3541】